

Check
01

国民健康保険料を決定しました

- 国民健康保険加入者の前年(令和6年1月~12月)の所得をもとに、世帯単位で計算した保険料の納入通知書および納付書を世帯主へ送付します。
- 口座振替・特別徴収の世帯には納付書を送付しません。
既に国保を脱退した方にも納付書をお送りする場合があります。



区ホームページでさまざまな質問にお答えしています!



保険料が変更になることがあります!

- ① 前年の所得が変更
 - ② 加入・脱退・減免の届出
 - ③ 前年の所得が未申告
 - ④ 令和7年1月2日以降に転入し所得が不明
- ③・④の方は今回、均等割額
のみの保険料となっています。

保険料が変更になった場合は、その都度納入通知書を送付します。

新しい納入通知書が届くまでは、今回お知らせした金額でお支払いください!

Check
02

現在お持ちの保険証・資格確認書の有効期限は9月30日です

- 令和7年10月1日からお使いいただける「資格確認書」を、9月上旬に特定記録郵便でお送りします。
- 新しい「資格確認書」は、9月中はご使用いただけません。9月中に医療機関等を受診する際は、マイナ保険証、現在お持ちの国民健康保険証または資格確認書のいずれかをご使用ください。
- 70~74歳の方は、資格確認書と合わせて高齢受給者証を提示してください。

※マイナ保険証・資格確認書については、国保のしおり11ページから13ページをご確認ください。



他の健康保険に加入した場合は、国民健康保険脱退の届出が必要です

国民健康保険脱退届

※健康保険の資格取得日がわかる証明書のコピーを同封してお送りください。

住所	世田谷区	
世帯主氏名		電話番号 ()
脱退する方	氏名	氏名
	昭・平・令 年 月 日生	昭・平・令 年 月 日生
	氏名	氏名
	昭・平・令 年 月 日生	昭・平・令 年 月 日生

切り取り線

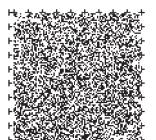
【郵送先】

〒154-8504
世田谷区世田谷4-21-27
世田谷区 国保・年金課
資格賦課 行



電子申請で届出をする場合は、左の二次元コードから申請画面へお進みください。

届出に必要なものについては、国保のしおり7ページから8ページをご確認ください。



世帯の保険料額をご確認ください

国民健康保険料納入通知書の見方

- 年度当初の納入通知書を、本紙と一緒に送付しています。
- 2～4ページに関する問い合わせは、国保・年金課 資格賦課 ☎03-5432-2331

Check 01 月ごとのお支払い金額

7～3月期の9回払いです（一括払いも可能です）。

Point!
各月のお支払い額は、
1か月分の保険料額と一致しません！

例えば、令和7年4月から令和8年3月まで加入している世帯は12か月分を9回で納めて頂きます。したがって、各月の金額は 約1.33か月分 になります。

Check 02 加入者ごとの保険料

- 国保加入者氏名
6人まで表記しています。
また、7人以上の場合は人数を示しています。
- 加入期間
加入月に○または◎がついています。
- 賦課基準額
加入者別の賦課基準額を表示しています。前年の所得が未申告、または令和7年1月2日以降に転入し、所得が不明な場合は空欄です。
- 保険料
加入者別の保険料を表示しています。最高限度額世帯で加入者が2人以上の場合は、最高限度額をあん分した金額を表示しています。

Check 03 保険料の計算方法

I 基礎分（医療分）保険料

①所得割額

加入者全員の
賦課基準額合計 ※1
×
7.71%

②均等割額 ※2

加入者数
×
47,300円

最高限度額：66万円

II 後期高齢者支援金分保険料

③所得割額

加入者全員の
賦課基準額合計 ※1
×
2.69%

④均等割額 ※2

加入者数
×
16,800円

最高限度額：26万円

III 介護分保険料 ※3

⑤所得割額

40～64歳の加入者全員の
賦課基準額合計 ※1
×
2.25%

⑥均等割額 ※2

40～64歳の加入者数
×
16,600円

最高限度額：17万円

IV 合計保険料

年保険料

(①+②+③+④+⑤+⑥)

最高限度額：109万円

世田谷区国民健康保険料納入通知書

例

世田谷 太郎 様

世田谷 区 長

納付義務者である世帯主あてに送付しています。

世帯主が国保加入者でない場合（社会保険に加入している方や75歳以上の方など）はお名前の下に『国保に加入しているのはご家族の方です。』と表示されます。

お問い合わせの際は
『記号番号』をお伝えください

記号番号 12-〇〇-〇〇〇〇-〇〇

1 世帯の保険料は、次のとおりです。計算方法は裏面をご覧ください。（令和7年度相当分）

Check 03	均等割 軽減	基礎分（医療分）保険料		後期高齢者支援金分保険料		介護分保険料 （40歳から64歳までの方に賦課）		年保険料
		賦課基準額	① 所得割額	賦課基準額	③ 所得割額	賦課基準額	⑤ 所得割額	
		人 数	② 均等割額	人 数	④ 均等割額	人 数	⑥ 均等割額	
前 回								
増 減								
今回の 通知内容		4,500,000円	① 346,950円	4,500,000円	③ 121,050円	3,150,000円	⑤ 70,875円	715,725円
		3人	② 118,250円	3人	④ 42,000円	1人	⑥ 16,600円	

2 各期のお支払い保険料は、次のとおりです（令和7年度賦課分）
【普通徴収】（納付書または口座振替によるお支払い分）

	前 回	今 回	お支払い済 みの保険料	納めていた だく保険料	納期限
4月期	Check 01				
5月期					
6月期					
7月期		79,725		79,725	7月31日
8月期		79,500		79,500	9月1日
9月期		79,500		79,500	9月30日
10月期		79,500		79,500	10月31日
11月期		79,500		79,500	12月1日
12月期		79,500		79,500	1月5日
1月期		79,500		79,500	2月2日
2月期		79,500		79,500	3月2日
3月期		79,500		79,500	3月31日
合 計		715,725		715,725	

【特別徴収】（年金からの天引き分）

	前 回	今 回	・特別徴収義務者 ・特別徴収対象年金 ・来年度前半の特別徴収金額 （仮徴収）
4月期			
6月期			
8月期			
10月期			
12月期			
2月期			
合 計			

4月期	
6月期	
8月期	

Check 02 3 世帯で国民健康保険に加入している方の保険料の個人別内訳と加入期間は、次のとおりです。（金額の単位：円）

国保加入者氏名	加入期間												所得割の算出基礎 令和7年度賦課基準額	保険料	基礎分（医療分）		後期高齢者支援金分		介護分	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			⑦月数	年保険料	⑧月数	年保険料	⑨月数	年保険料
世田谷 太郎	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	3,150,000	479,175	12	290,165	12	101,535	12	87,475
世田谷 花子	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,350,000	204,500	12	151,385	12	53,115		
世田谷 次郎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0#	32,050	12	23,650	12	8,400		

◎ 加入期間（介護分を含む）
○ 加入期間（介護分を含まない）

* 特例対象被保険者等（非自発的失業者）の保険料軽減制度適用後の額を表示
右の保険料欄は未就学児の均等割額軽減制度適用後の額を表示

Check 04 特別徴収（年金からの天引き）

【特別徴収】の欄に金額が記載されている世帯は、特別徴収の対象です。ただし、以下の1～3の条件すべてに該当する方が対象となります。

条件1

世帯主が国保加入者
かつ
加入者全員が
65～74歳

条件2

世帯主が
年額**18万円**以上
の公的年金を受給

条件3

世帯主の介護保険料と
世帯の国保料の合計が
世帯主の
公的年金受給額の
1/2を超えない。

Point!
令和8年4・6・8月期の保険料は令和8年2月と同額を年金

から天引きします（仮徴収）。世帯主が令和8年10月までに75歳になる世帯は仮徴収しません。

仮徴収した金額は令和8年度の保険料に充当します。

特別徴収（年金からの天引き）▶

今年度75歳になる方へ

75歳になると自動的に後期高齢者医療制度へ移行します。
加入の届出は不要です。75歳の誕生月の前月に制度に関するお知らせをお送りします。

⚠️ ご注意ください

75歳の誕生月から保険料を計算します。同じ世帯に引き続き国保加入者がいる場合、お支払い時期が重なります。口座振替を希望する方はお手続きが必要です（国保の口座情報の引継ぎはできません）。

問い合わせ

国保・年金課 後期高齢者医療 ☎03 - 5432 - 2390

⚠️ 月数が12月に満たない場合は、①～⑥で算出した額に Check 02 **⑦～⑨の月数** **12か月** を乗じた額をお支払い頂きます。



保険料の軽減・減免制度

申請が不要な制度

均等割額の軽減

世帯主と国保加入者全員（旧国保被保険者※1を含む）の前年（令和6年）中の所得の合計が、下表の基準額以下
の世帯は、均等割額を軽減します。ただし、**所得の申告が必要**です！

軽減割合	世帯の軽減基準額
7割	43万円 + 10万円 × (給与所得者等※2の数 - 1)
5割	43万円 + 30.5万円 × 被保険者数と旧国保被保険者数※1 + 10万円 × (給与所得者等※2の数 - 1)
2割	43万円 + 56万円 × 被保険者数と旧国保被保険者数※1 + 10万円 × (給与所得者等※2の数 - 1)

◆ 軽減の基準日は令和7年4月1日（新規加入世帯は国保の資格を得た日）。下線部分は給与所得者等が2人以上の場合に適用。

※1 国保を脱退して後期高齢者医療制度に移行し、脱退日以降継続して国保加入者と同じ世帯にいる方

※2 一定の給与または公的年金等の所得がある方

未就学児の均等割額の軽減

未就学児（6歳に達する日以降の3月31日までの間にある方）の均等割額を5割軽減します。

- ✓ 均等割額の軽減判定や保険料の計算は前年の所得をもとに行います。所得の申告が済んでいない世帯主と国保加入者の方は、**所得の申告（確定申告または住民税の申告）をお願いします。**
ただし、税法上で扶養されている方、収入が給与や年金のみで勤務先や日本年金機構から支払報告書が提出されている方は、原則、申告の必要はありません。

- ✓ 収入がない場合でも、**令和7年1月1日現在お住まいの自治体に住民税の申告**をしてください。

所得の申告を
お忘れなく!!



申請が必要な制度

非自発的失業者（解雇や雇止めによる失業の方）の軽減

対象者	次の①②のいずれにも該当する方 ①離職時に65歳未満の方 ②雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知に記載された離職理由が次の方 【特定受給資格者】11・12・21・22・31・32 【特定理由離職者】23・33・34
軽減期間	離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度末まで（離職日の翌日の属する年度と翌年度）
軽減内容	対象者の前年の給与所得を30/100とみなして保険料を計算
必要書類	雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知
申請方法	国保・年金課窓口（世田谷区役所第2庁舎2階26番窓口）、郵送、電子申請

産前産後期間の免除

対象者	令和5年11月1日以降に出産予定の方・出産された方 ※「出産」とは、妊娠85日以上の方（死産・流産・早産及び人工妊娠中絶の場合も対象）
免除期間	出産（予定）日が属する月の前月（多胎妊娠の場合は3か月前）から出産（予定）日が属する月の翌々月までの計4か月間（多胎妊娠の場合は計6か月間）
必要書類	母子健康手帳または医療機関が発行した証明書等
申請方法	国保・年金課窓口（世田谷区役所第2庁舎2階26番窓口）または郵送

旧被扶養者の減免

会社の健康保険等（国保組合を除きます）から後期高齢者医療制度に移行した方に扶養されていた65歳以上の方が対象です。所得割額は全額免除。均等割額は加入から2年を経過する月まで5割軽減します。

※ 医療費の一部負担金減免などについては、国保のしおり49ページをご確認ください。

保険料の支払いは

原則口座振替でお願いします ※特別徴収（年金天引き）の方を除く

便利です！

- ✓ 口座振替なら、毎月の支払いの手間が省け納め忘れがありません！
- ✓ 還付金も自動で振り込まれ安心です。
- ✓ 毎年12月に「口座振替済通知書（兼領収証書）」でその年の振替済額を通知します。

口座振替の申し込み方法

オススメ！

01 Web口座振替受付
サービスを利用した登録

02 口座振替依頼書
による登録

03 保険料収納課窓口にて
キャッシュカードで登録

口座振替新規登録キャンペーン実施中！

令和7年
9月1日まで！



口座振替を新規でお申込みの方を対象に、抽選で300名様に

せたがや Pay **3,000** ポイントをプレゼント！



Webからの口座登録、その他口座登録方法の詳細、口座振替新規登録キャンペーン詳細はこちらから▶

口座振替以外の納付方法（納付書でのお支払い）は区ホームページをご確認ください



◀各窓口、電子マネー等でのお支払い



◀クレジットカードでのお支払い

問い合わせ

保険料収納課 収納係 ☎ 03 - 5432 - 2339

保険料は

納期限内にお支払いください

保険料は国民健康保険制度運営の大切な財源です。保険料は納期限までにお支払いください。
納付が困難な方は納付計画などをご相談ください。



保険料を納めないと…

- ✓ 延滞金が保険料額に加算されます。
- ✓ 財産（預貯金・給与・生命保険等）の差押えの対象となります。
- ✓ 医療費が全額自己負担になる場合があります。

延滞金
還付加算金



※ 災害等の特別な事情により一時的に納付が困難な時は徴収を猶予する制度があります。

問い合わせ

保険料収納課 徴収推進 ☎ 03 - 5432 - 2343

保険料以外で

お困りごとがある方へ



お金のこと、仕事のこと、こころの健康など、お困りごとはありませんか？
世田谷区では、身近な相談窓口を紹介しています。解決への糸口を一緒にみつめましょう。

身近な
相談窓口一覧



区の手続きや施設・イベント案内は **せたがやコール** 午前8時～午後9時（年中無休） ☎ 5432-3333 FAX 5432-3100

ご確認ください

8月は各証の更新月です

Check

高齢受給者証（70～74歳の方）（申請不要）

令和7年8月1日から使える高齢受給者証を7月18日以降に世帯主へ順次郵送します（普通郵便）。自動的に更新されますので申請は不要です。

詳細は
こちらから



（問い合わせ） 国保・年金課 資格賦課 ☎ 03 - 5432 - 2331

Check

限度額適用認定証（高額な医療費がかかる時）（一部申請必要）

「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」（住民税非課税世帯の方）を医療機関の窓口へ提示すると、保険適用分の一部負担金が自己負担限度額までとなります。また、各証の有効期限は7月31日です。8月以降も証が必要な方や、新規に必要な方は申請をしてください。ただし、保険料の支払いが滞っている場合は交付できない場合があります。

※マイナ保険証をご利用いただくと、限度額適用認定証がなくても自己負担限度額までとなります。

69歳までの方▶



70～74歳までの方▶



Q & A ～よくあるご質問～

Q 申請は国保・年金課窓口以外でもできますか？

A 国保・年金課窓口か、郵送で手続きができます。
各総合支所くみん窓口、出張所、まちづくりセンターでは申請ができません。

Q 「限度額適用認定証」は必ず申請する必要がありますか？

A 入院・手術等で医療費が高額になる場合、予め証を提示すれば窓口負担が自己負担限度額までとなります。医療費が高額にならない場合等は必ずしも申請が必要ではありません。

Q 所得の申告をしていない場合はどうなりますか？

A 未申告の方が世帯にいる場合は、最も高い限度額が適用されます。申告内容を反映した証の交付には最短2週間程度のお時間をいただきます（特定疾病療養受療証も同様）。

（問い合わせ） 国保・年金課 保険給付 ☎ 03 - 5432 - 2349

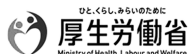


Point!

マイナ保険証をご利用ください！



- ✓ 本人が医療情報の提供に同意すると、限度額適用認定証がなくてもお支払いが自己負担限度額までとなります（保険料に未納がある場合や住民税未申告の方は除く）。
- ✓ 過去のお薬情報や健康診断の結果をみられるようになり、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることが出来ます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうことも出来ます。



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

受付時間 平日：9時30分～20時00分
(年末年始を除く) 土日祝：9時30分～17時30分